



ひと、暮らし、  
みらいのために  
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係者各位

平成 26 年 11 月 18 日  
新潟労働局職業安定課発表  
課長 関 和幸  
課長補佐 小黒 正勝  
TEL : 025-288-3507  
TEL : 025-288-3540 (夜間)

## 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移について

(卒業後 3 年以内の離職率)

新潟労働局において、11 月 7 日に厚生労働省より発表された標記調査結果を基に新潟県版を作成しました。

平成 22 年 3 月卒業就職者と平成 23 年 3 月卒業就職者を比較すると、高校卒及び短大等卒では減少し、大学卒は増加となりました。

なお、概要は以下のとおりです。

### 1 新規学卒就職者の在職期間別離職率について (別紙)

#### (1) 高校卒業就職者

平成 23 年 3 月卒業就職者の離職率は、38.4%となり、前年比 2.6 ポイント減少した。  
主な産業別では、製造業 (28.7%)、運輸・郵便業 (30.2%) で平均より低くなっている。

#### (2) 短大等卒業就職者

平成 23 年 3 月卒業就職者の離職率は、37.6%となり、前年比 0.5 ポイント減少した。  
主な産業別では、医療・福祉 (29.9%)、製造業 (31.5%) で平均より低くなっている。

#### (3) 大学卒業就職者

平成 23 年 3 月卒業就職者の離職率は、33.8%となり、前年比 0.6 ポイント増加した。  
主な産業別では、運輸・郵便業 (18.9%)、製造業 (21.0%)、建設業 (28.2%)、医療・福祉 (30.8%)、卸・小売業 (33.2%) で平均より低くなっている。

なお、事業所規模別では、すべての学歴において 100 人以上の事業所が平均より低くなっている。

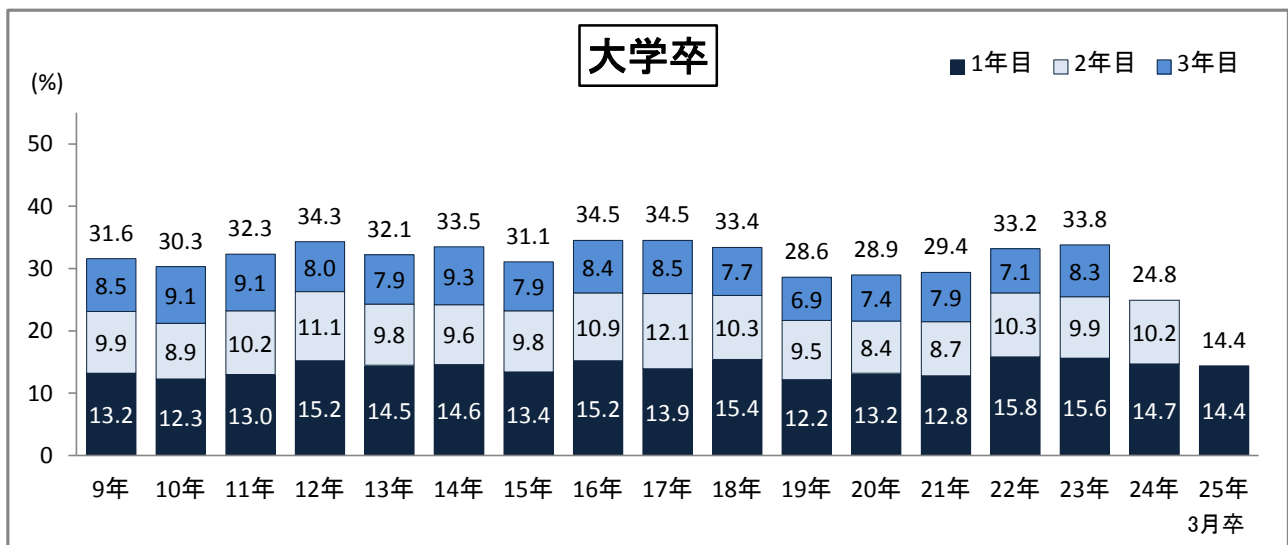
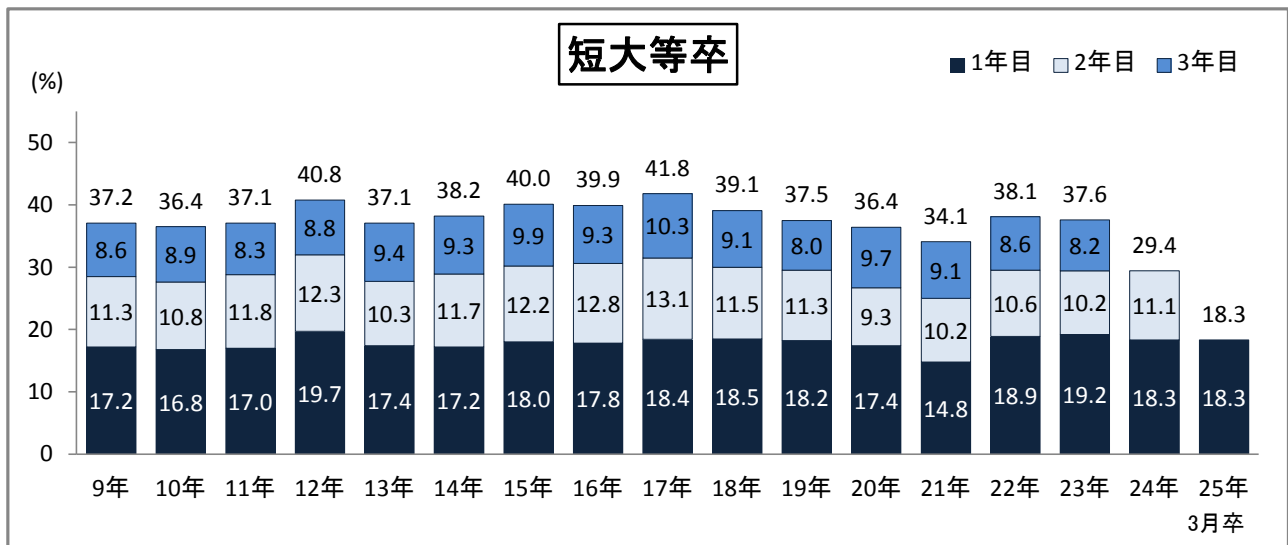
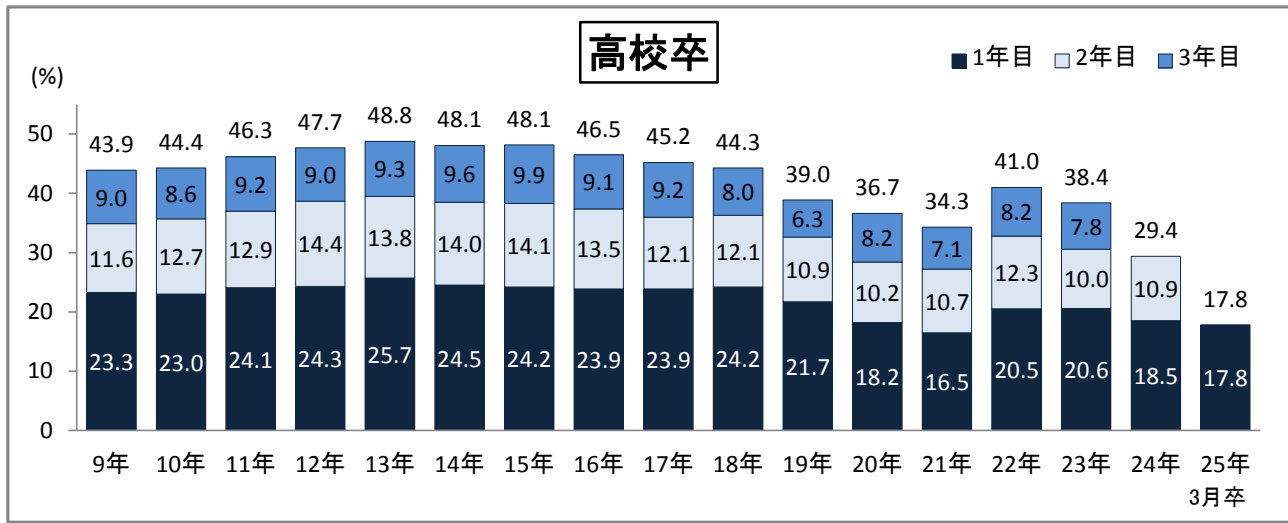
### 2 今後の職場定着に向けた取組について

若者の職場への定着は職業経験の蓄積のために重要であり、ハローワークにおいては、若者の早期離職を防止するため、就職活動の際の企業情報提供及び就業後の職場定着支援に引き続き取り組んでいきます。

# 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移(新潟県)

新潟労働局職業安定課

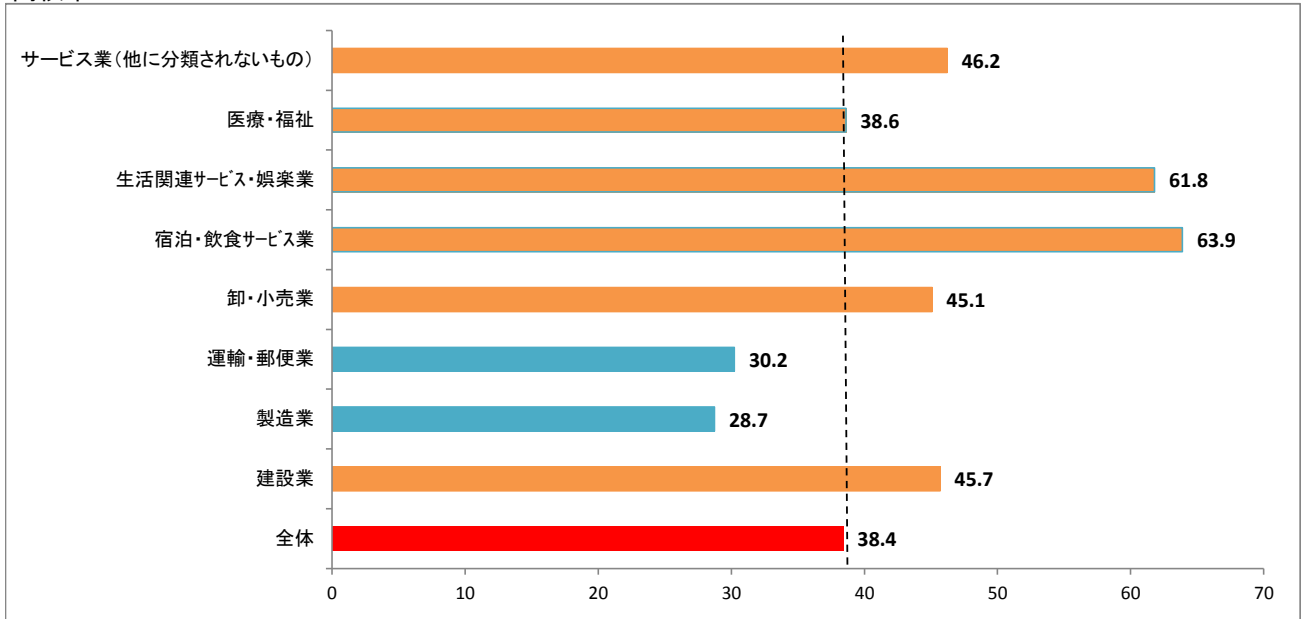
平成26年度作成



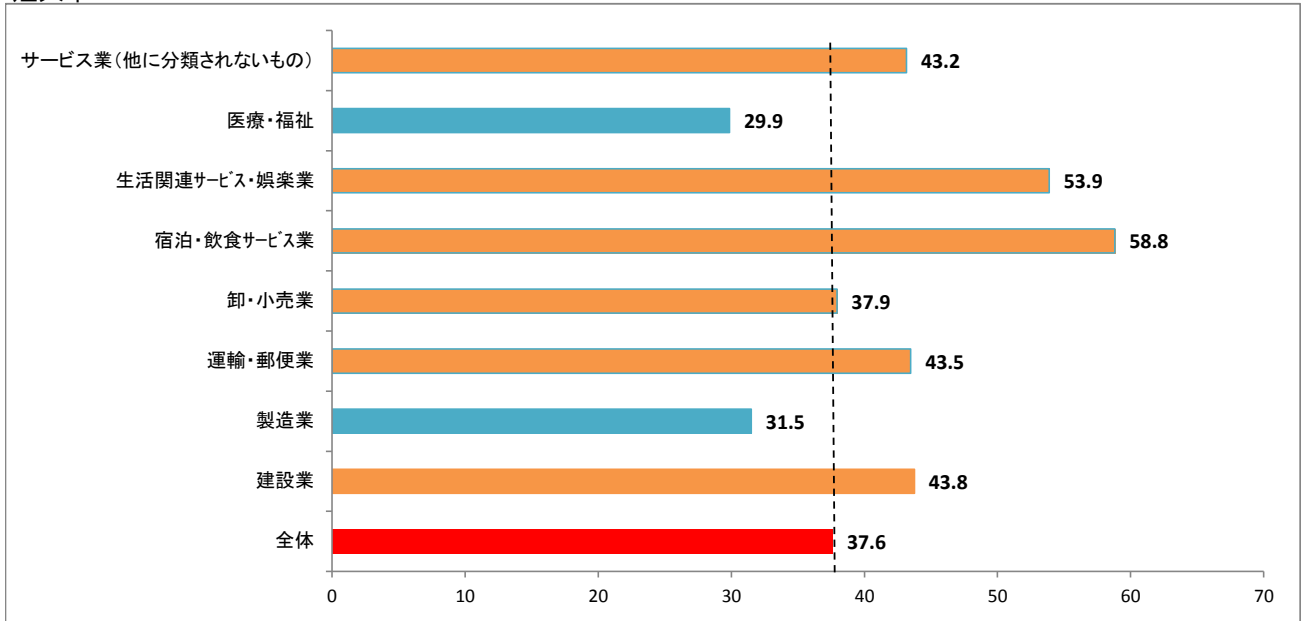
(注) この離職率は厚生労働省が管理している雇用保険被保険者の記録を基に算出したものであり、新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分している。  
3年目までの離職率は、四捨五入の関係で1年目、2年目、3年目の離職率の合計と一致しないことがある。

平成23年3月卒業就職者の主な産業別離職率(卒業後3年以内)

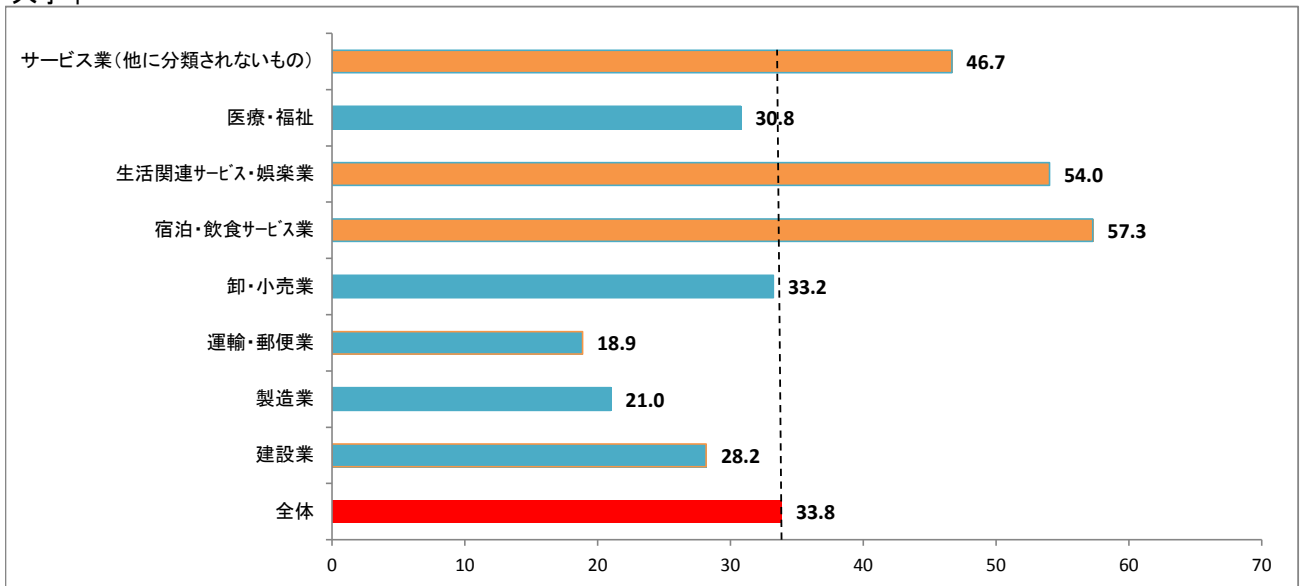
高校卒



短大卒

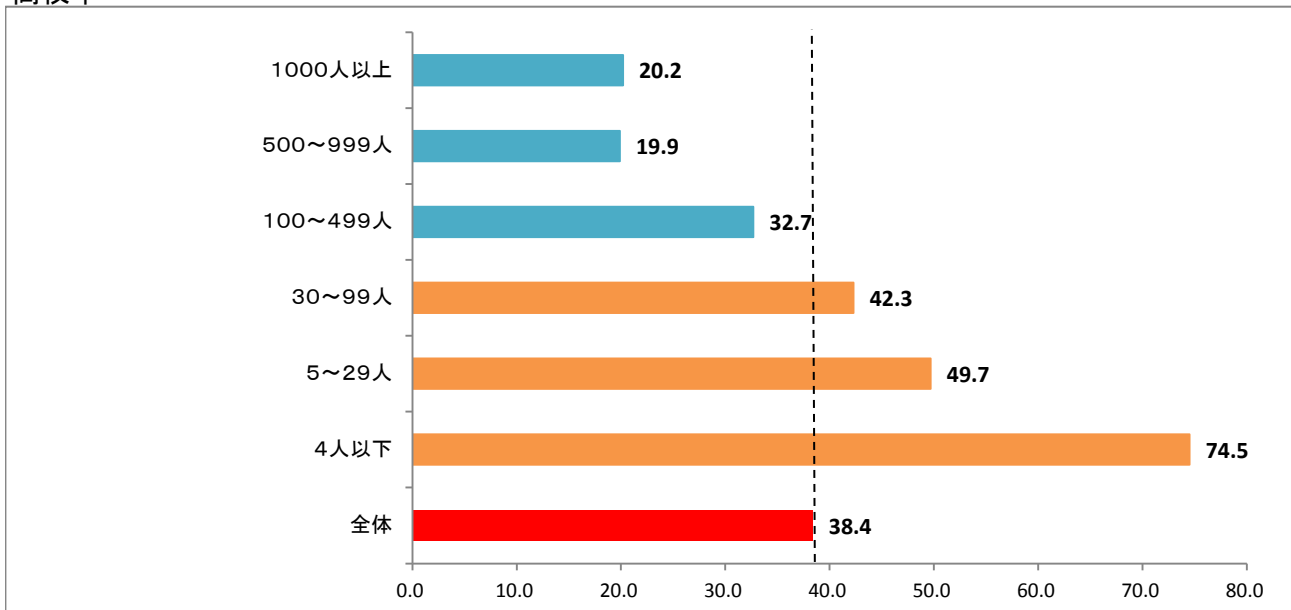


大学卒

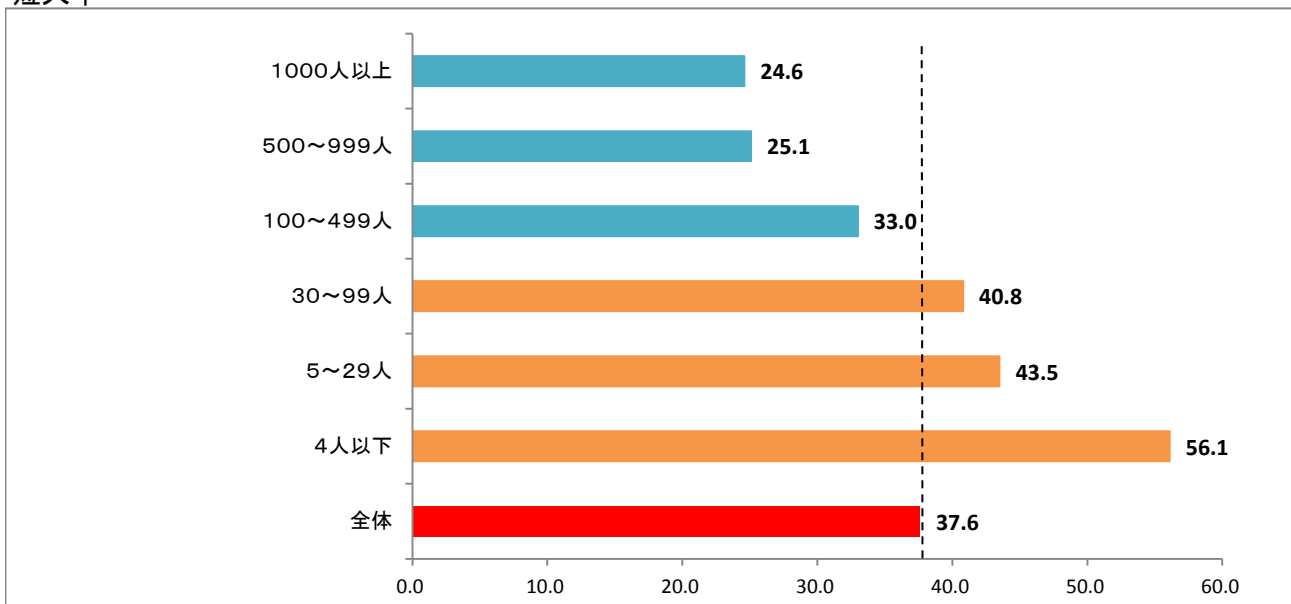


平成23年3月卒業就職者の事業所規模別離職率(卒業後3年以内)

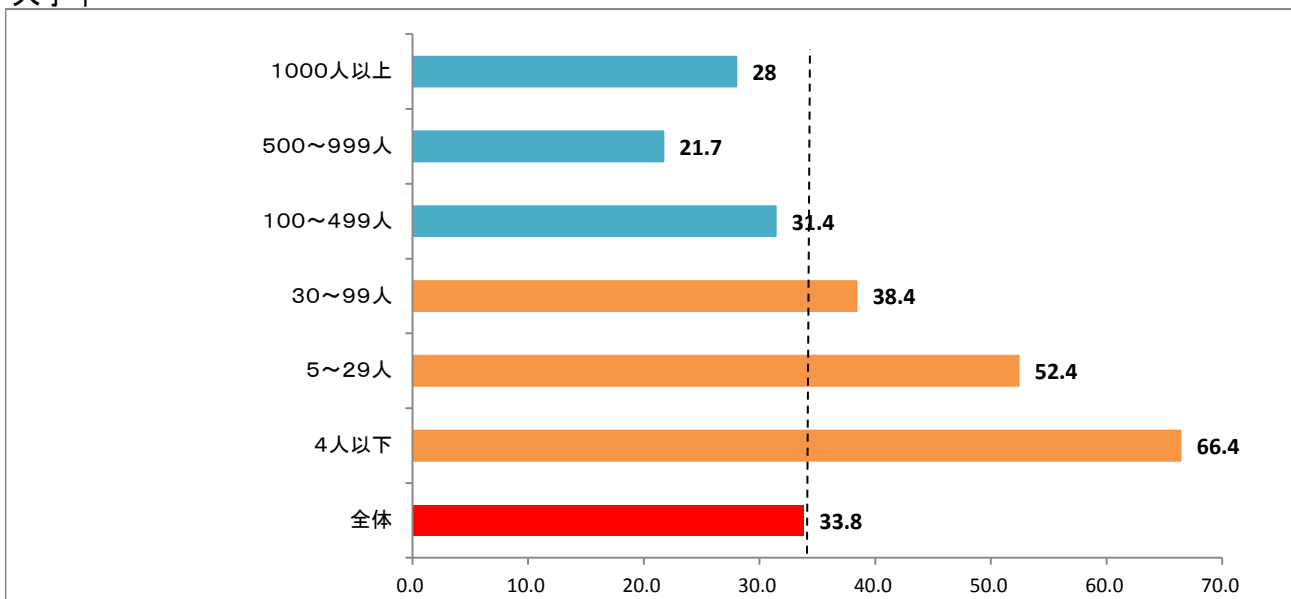
高校卒



短大卒



大学卒



### 【資料出所及び離職率の集計の考え方】

事業所からハローワークに対して、雇用保険の加入届が提出された新規被保険者資格取得者の生年月日、資格取得加入日等、資格取得理由から各学歴ごとに新規学校卒業者と推定される就職者数を算出し、更にその離職日から離職者数・離職率を算出している。

具体例は次の通り。

#### 具体例

##### ○ 平成23年3月新規大学卒業者の3年目離職率の場合

[1]就職者：生年月日が平成元年4月1日以前で、平成23年3月1日から平成23年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成23年3月新規大学卒業就職者とみなす。

[2]離職者：[1]の内、平成23年4月1日から平成26年3月31日までに離職した者（平成23年3月1日から平成23年6月30日までに新規学卒として雇用保険加入の届けを提出した事業所を上記の期間中に離職した場合、離職理由や離職後の就業の状態に関わらず離職者として算出している（以下、[4][6]についても同様））。

※ 平成23年3月新規大学卒業者の離職率・・・[2]／[1]

##### ○ 平成23年3月新規短大等卒業者の3年目離職率の場合

[3]就職者：生年月日が平成元年4月2日から平成3年4月1日までの者で、平成23年3月1日から平成23年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成23年3月新規短大等卒業就職者とみなす。

[4]離職者：[3]の内、平成23年4月1日から平成26年3月31日までに離職した者。

※ 平成23年3月新規短大等卒業者の離職率・・・[4]／[3]

##### ○ 平成23年3月新規高校卒業者の3年目離職率の場合

[5]就職者：生年月日が平成3年4月2日から平成5年4月1日までの者で、平成23年3月1日から平成23年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成23年3月新規高校卒業就職者とみなす。

[6]離職者：[5]の内、平成23年4月1日から平成26年3月31日までに離職した者。

※ 平成23年3月新規高校卒業者の離職率・・・[6]／[5]